

# 新野中学校における部活動の方針 (令和6年度末改訂)

## 1. 本方針策定の目的

県の「運動部活動指導方針」及び市の「阿南市中学校における部活動の方針」を踏まえ本校においても、本方針を策定し、部活動の目的を十分に達成するとともに、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰、ハラスメントの根絶を徹底するものとする。

## 2. 実施上の基本方針

- ①生徒の自己実現、心身の成長、社会性の向上と仲間づくりを目的とする。
- ②全生徒がいずれかの部に所属することが望ましい。
- ③校長・教頭を除く全教員が、いずれかの部の指導、監督にあたる。
- ④顧問不在の時は、活動休止または他の教職員が代行し指導にあたる。

## 3. 部活動一覧

| 文化部  | 運動部       |       |
|------|-----------|-------|
| ○民 芸 | ○野 球      | ○サッカー |
| ○箏 曲 | ○女子バレーボール | ○陸上競技 |

- ※ 民芸部の練習は原則木曜日に実施する。
- ※ 民芸部については他部と兼部できるものとする。
- ※ 女子バスケットボール部は令和7年度より廃部とする。

## 4. 活動時間

- 帰りの会終了後、準備時間を確保した後に開始する。終了時間は各部で決めることとするが、完全下校時間は日没時間を考慮して別に定めたものに従う。完全下校時間を遵守し、終了後は速やかに下校するよう指導する。

## 5. 休養日の設定

〈学期中〉

- 週2日以上の休業日を設ける。
  - ・平日は1日以上、休養日を確保する。
  - ・木曜日は民芸部以外の部活動は原則活動のない日とする。
  - ・土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は1日以上休養日を確保する。
  - ・週末に大会参加等で休養日が確保できなかった際は、平日に振り替えて休養日を確保する。

〈長期休業中〉

- 学期中の休養日の設定に準じた扱いを行う。
- 生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外の多様な活動や学習に取り組めるよう配慮する。

## 6. 活動時間の設定

### 〈1日の活動時間〉

- 平日は、2時間程度とする。
- 学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とする。
- 生徒の実状や体調等に合わせ、合理的かつ効果的な活動を行う。

## 7. 指導、監督について

- ①部活動は、指導教職員の監督のもとで活動する。
- ②必ず出欠確認、健康観察を行う。
- ③事故防止、熱中症の予防、完全下校の徹底など安全面に十分留意する。
- ④施設、用具の管理を行う。
- ⑤完全下校時間の遵守や反射タスキの着用など、下校時の安全指導を徹底する。
- ⑥体育館の施設は、練習が最後になった部が確認する。

## 8. 定期テスト前の部活動休止期間について

- 中間テスト 3日前から休みとする
- 期末テスト 5日前から休みとする